

2020年5月8日

各位

大同生命保険株式会社  
代表取締役社長 工藤 稔

**「新型コロナウイルス感染症」の医療機関以外での  
「みなし入院」の特別取扱の拡大  
～証明書等の提出を不要とする取扱開始～**

このたびの「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、健康被害を受けられた皆さま、事業等に影響を受けておられる皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長：工藤 稔）は、新型コロナウイルスに感染し、宿泊施設や自宅で療養された場合の入院給付金のご請求において、証明書等がお客さまのお手元がない場合でも、所定の手続きにより入院給付金をお支払する取扱いを開始します。

＜「新型コロナウイルス感染症」に関する入院給付金のお取扱い＞

- ・新型コロナウイルスに感染（PCR検査が「陽性」）された場合でも、医療機関への入院ではなく、ホテル等の宿泊施設やご自宅で療養を受けられるケースが増加しています。このような場合、宿泊施設等での療養期間を入院とみなして入院給付金をお支払する特別取扱を行なっています。
  - ・当社では、さらに療養期間が14日以内のご請求については、お客さまのお手元に証明書等がない場合でも、所定の手続き（※）により入院給付金をお支払する取扱いを開始します。
- （※）医療機関等が発行する証明書類の提出に代えて、当社所定の書類にお客さまに宿泊施設・自宅での療養期間等をご記入いただく手続き。

＜ご参考：「新型コロナウイルス感染症」に関する各種お取り扱い（5/8 現在）＞

※詳細は当社HP (<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2020/20200313.html>) をご覧ください。

**「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さま専用のお問い合わせ先（コールセンター）**

**0120-901-367**（通話料無料）

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、コールセンターの受付時間を短縮させていただいております。また、当社コールセンターは出社抑制を行っており、お客さまからのお電話がつながりにくい場合があります。ご不便をお掛けしておりますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

以上

[ニュースリリースに関するお問合せ先] 大同生命広報課 TEL:03-3272-6206